

消火器納入・点検報告代行キャンペーン！

このチラシにてご成約のお客様に、消火器標識板プレゼント！

ご存知ですか？ 法律の改正により、全ての飲食店への
消火器の設置・点検報告が義務化！

Q 消火器の点検・報告の時期は？

A 機器点検 6ヶ月ごと
報告機関 1年に1回(特定用途…飲食店等)
3年に1回(非特定用途…共同住宅など)

Q 報告をしないと罰則はある？

A 報告をしない者、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられます。

消防法施行令の一部が改正され、平成31年10月1日に施行される省令により小規模飲食店でも、消火器の設置と点検、報告が義務づけられました。

- ①店舗の規模に関係なく飲食店には消火器を設置する
- ②半年に一度、マニュアルに沿った点検をする
- ③1年に一度点検書類を管轄の消防署へ提出する
- ④5年に一度、消火器の内部点検を有資格者に依頼、もしくは買い替える

これをしないと罰せられる！??

不安なオーナー様、お手伝いさせていただきます！

お客様のニーズに合わせ、3つのプランをご用意致しました。
もちろん、ご相談いただければ別途、お客様にあったプランのご提案をさせていただきます！

お気軽にお電話を！

088-663-1516

Aプラン

消火器のみご購入
点検・報告はご自身で

消火器のみ弊社でご購入いただき、点検・報告はご自身でされるプラン。
消防庁が提供している「消火器点検アプリ」を使って点検報告書を作成、提出までご自身でされる方向けです。

Bプラン

消火器、点検・報告
セットで弊社へ

消火器を弊社でご購入いただき、点検・報告も弊社にお任せいただくプラン。
6か月ごとの機器点検と、1年に一回の報告書提出まで代行いたします。

Cプラン

消火器は設置済み
点検・報告のみ弊社へ

消火器はすでに設置されていて、点検・報告のみ弊社にお任せいただくプラン。
6か月ごとの機器点検と、1年に一回の報告書提出のみ代行いたします。



徳島県消防設備保守協会登録：1-025

日本消火器工業会登録特定窓口

創業以来60年以上、徳島の消防・防災を担ってきました！安心の専門店にお任せください！



消防防災用品 消防設備 保守点検

株式会社 藤島

〒770-8005

徳島市津田浜之町5-5

TEL 088-663-1516

FAX 088-663-1518